

大阪カジノに反対する市民の会	2019年8月2日 第4号
<b>ニュースレター</b>	連絡先 〒560-0022 豊中市北桜塚4-16-17 Fax06-6843-0761 HP: <a href="https://nocasino.net/">https://nocasino.net/</a> メール info@nocasino.net

## 結成1周年に当たって

カジノは市民から資産を奪い、大阪を荒廃させるギャンブルです。大阪にカジノ開設は絶対に認められません。この固い決意のもとに、本会は昨年6月に開かれたカジノあかん市民集会で結成され、9月18日にスタート集会（総会）を開き、活動を本格的にスタートさせました。大阪でもカジノ反対が市民の多数意見です。しかし、大阪府知事も大阪市長も、カジノ誘致を超特急で推進し、市民の声を代弁すべき府会議員・市会議員も大多数がカジノ容認派になっています。本会は、市民の声と政治家の姿勢のねじれを正そうと、この1年間、次の活動に力を入れてきました。

時期	内容
2018年6月18日	カジノあかん市民集会。地震直後の混乱の中で70人参加。本会の結成
7月17日	カジノあかん署名活動。市長・議長への要請活動。30人が参加。
9月8日	大阪カジノは許さないスタート集会。蛍池公民館。120名参加。設立総会
11月25日	なんであかんシリーズ学習会第1回。福社会館。70人参加。
12月4日	府市IR推進局を訪問し、カジノ誘致計画の問題点を問いただす
12月28日	府市が高校生にギャンブルを娯楽と勧めるリーフレットを配布。 住民監査請求を提出
2019年 2～3月	豊中と池田市内の8カ所で宣伝・署名活動。延べ68人参加。 計204人署名を集める
3月18日	府知事・市長を高校生にギャンブルを勧める違法なリーフレットを作った件で大阪市、大阪府をそれぞれ告訴。
3月23日	大阪の経済・暮らし・文化を守る市民大集会を開催。 アクア文化ホールに350人が参加。

残念ながら、カジノを推進する政治体制は変わっていません。大阪府・市は大阪カジノ基本構想（案）を発表し、2024年にカジノを中核とするIR（統合型リゾート）を開発しようとしています。

そこで本会は、第2回総会&講演会を開催し、カジノ反対運動をさらに発展させます。カジノに反対の方は、こぞってご参加くださいますようお願いいたします。

## 大阪カジノに反対する市民の会結成1周年集会

日時 2019年9月14日（土）午後1時 開場、1時半 開会  
会場 とよなか男女共同参画推進センターすてっぷホール（豊中駅前西側ビル5階）  
内容 総会 誰でも参加できます。入会は終了後、受け付けます。  
報告 高校生にギャンブルを勧めていいの？ リーフレット配布差止訴訟の報告  
講演 「カジノ解禁の法的問題点」高橋敏信（弁護士）  
参加 自由・無料

# リーフレット訴訟～高校生にギャンブルを勧めてよいのか～

「大阪カジノに反対する市民の会」代表：西澤信善

昨年度、大阪府市 IR 推進局は「将来、ギャンブルにのめり込まないように」というリーフレットを作成して高校生および支援学校生に配布しました。その動きを事前に逸早く察知した井上善雄弁護士は、「このリーフレットは内容に問題があり、高校生らに配布するのは不適切である」と原告を募られて住民監査請求を起こされました。配布を差し止めるためです。「大阪カジノに反対する市民の会」も幹事会でこの文書を検討した結果、井上弁護士の主張に同調し、幹事を中心に原告に加わることにしました。この住民監査請求は残念ながら却下されました。理由は、「これは高校生らが将来ギャンブルにのめり込まないようにするためのものであるから問題ない」というものでした。われわれはこれを不服として裁判を起こしました。第1回の公判が5月24日、第2回公判が7月12日に行われました。第3回公判は9月10日の予定です。裁判ですから細かい論議がありますが、以下はわれわれの主張を中心にみておきたいと思います。

われわれはこのリーフレットには内容的に二つの大きな問題があるとみています。一つは法律の規定をきちんと伝えていないこと、もう一つは教育的見地からこの種の文章を高校生らに配るのは適当かということです。前者からみていきます。日本では賭博（ギャンブル）は刑法第185条および186条で禁止されています。日本は法治国家ですからまずこのことを高校生に伝えなくてはならないのです。他方、日本では競馬、競輪、競艇、オートなどが公営ギャンブルとして認められています。これは特別法で違法性を阻却したうえで特別に認められているにすぎません。つまり賭博に関する法の大原則は「賭博は違法」であり、例外的に特別法で違法性が阻却された場合のみ認めるという立場をとっています。しかるにリーフレットにはこう書かれています。「ギャンブルは、生活に問題が生じないよう金額と時間の限度を決めて、その範囲内で楽しむ娯楽です」と。誰がどう読んでも、この文からギャンブルは法律で禁止されているとは思わないでしょう。ましてや、何も知らない高校生がここでいうギャンブルが違法性を阻却されているなど思いもよらないはずで、ギャンブルは合法であると思わせてしまう点でまったくミスリーディングであるといしか言いようがありません。賭博に関して法の大原則をきちんと伝えていない点で大変問題がある文章です。

第二の問題点は、このリーフレットは教育的見地がすっぱり抜け落ちている点です。このリーフレットは教育委員会の承諾を得て高校の現場に配られたといえますから少々驚きです。教育的な見地からすれば、たとえギャンブルが合法化されたとしても、法の精神、日本の伝統的な倫理観からすれば、それに興じることは望ましくないとみていることは間違いのないでしょう。最高裁の判決から明らかなように、賭博は一獲千金の風を助長し、勤労勤勉思想に悖るということが、法が禁止する理由の一つになっています。また、合法的なもので教育的見地から奨励しないものもあります。性産業を意味する風俗は教育的見地から抑圧されることはあってもまず奨励されることはありません。賭博もそういうものの

一つと捉えるべきでしょう。このように考えると、リーフレットには「賭博をするのは好ましくない」とまで踏み込んで書くべきではないでしょうか。

この種のリーフレットはその性格から毎年毎年生徒に配られるでしょう。賭博は法律で禁止されていることをきちんと明記されていなければ、われわれの戦いはいつまでも続くこととなります。

## 高校生向けリーフレットの配布差止に関するこれまでの経緯

2018年12月28日、大阪府民75名は、府市IR推進局が高校生と支援学校生徒に向け作成した「将来、ギャンブルにのめり込まないために」と題したリーフレットの高校生、支援学校生への配布中止と、このリーフレット作成費用3,825,000円を公費での支出が容認できないものものとして、当該費用を知事・大阪市長・府市IR推進局らに費用弁済を求めた住民監査請求を大阪府監査委員に提出しました。

2019年2月6日に大阪府監査室(府庁別館7階)にて請求人として意見陳述を行ったが、2月26日、大阪府監査委員より、請求棄却の決定が出されました。

また、大阪市に対して行っていた監査請求でも、2月18日、「住民監査請求の対象とならない」という理由で却下されました。

当会をはじめとする住民監査請求に携わった府民、市民はこれを受け、住民訴訟を行う方向で検討。3月中旬に提訴するための準備を始めました。

3月18日、当会を含む大阪府民、大阪市民は、新たに「IR推進局リーフレット配布差止等請求事件」として大阪府、大阪市を提訴しました。大阪府知事にリーフレットの配布差し止めと、印刷費を公費からではなく、松井一郎、吉村洋文に支払わせるよう求める裁判です。

高校生にギャンブルを進めるリーフレットの配布中止を求める裁判の第1回公判が5月24日(金)午前10時より、大阪地裁806号法廷で開かれました。

その日、本会の西澤代表が意見陳述を行いました。大阪府の弁護士からは、「リーフレットの配布差し止めは裁判の対象にできない」とか、「すでに配布済みだから、訴えの利益がない」などの門前払いを求める意見が出され、本訴訟を担当する井上弁護士はすぐさま反論しました。

第2回公判が7月9日、大阪地方裁判所で開かれました。

公判では、まず原告、被告の双方から準備書面が提出されたことが確認されました。次いで、裁判の今後の進行について、裁判官、原告代理人弁護士、被告代理人弁護士の間でやり取りがありました。最後に第3回公判を9月10日(火)午後2時から開くことを確認し、終わりました。

「IR推進局リーフレット配布差止等請求事件」については、本会のWebサイトに詳細を掲載しています。  
<http://nocasino.net/category/report/leaflet/>

この裁判に興味のある方は、Webサイトの情報をご覧いただくとともに、ぜひ、ご意見をお寄せください。

## IR基本構想案に対するパブコメを送ろう!

現在、大阪府・市は、「大阪IR基本構想」(案)に対するパブリック・コメントを募集中です。募集の詳細は下記にあります。

[http://www.pref.osaka.lg.jp/irs-kikaku/ir\\_pubcomme/index.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/irs-kikaku/ir_pubcomme/index.html)

大阪へのカジノ・IR誘致に対して、私たちの反対意見を出せる絶好の機会です。反対意見をたくさん出すことが重要です。もし賛成意見が上回ることがあれば、カジノ・IR誘致がさらに推進することにつながります。

パブコメの送り方は、インターネット、ファクス、郵送のいずれかです。締め切りは8月9日(送付の場合は、8月9日消印有効)。膨大な基本構想案(全4章74ページ)を読み込んだ上で、意見を書いて送るのはたいへん労力がかかります。当会では、関連団体とも協力して、ひな形を作成し、当会のサイトにアップしていますので、そちらを参考にして送ってください。また一例として、ファクスで送る場合のサンプルを同封しているのでそちらもご参考ください。

当会サイト [http://nocasino.net/public\\_20190802/](http://nocasino.net/public_20190802/)

### 【インターネットで送る】

大阪府インターネット申請・申込システムに入力します。インターネットで送る場合、各章毎に提出する必要があります。1つの章に対して1つの意見の1対にして提出です。どの章であっても、最低限本基本構想に反対という趣旨での意見を出してください。また字数が各章につき999字以内に制限されていますのでご注意ください。

### 【郵送かファクスで送る】

同封のサンプルをご覧ください。氏名・住所・電話番号など必要事項を空欄に書き入れます。意見欄の文章を少し変えて(「てにをは」だけでも少し変えて異なる文章にしてください)、印刷します。

#### 《送付の場合》

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎31階  
大阪府・大阪市IR推進局 企画課 総務・企画グループ 宛

#### 《ファクシミリの場合》

ファクシミリ 06-6210-9238 大阪府・大阪市IR推進局 企画課 総務・企画グループ 宛